

役員報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人色麻町社会福祉協議会（以下「**本会**」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 会長、副会長には、次のとおり報酬を支給する。

(1) 会長 報酬年額 金360,000円

(2) 副会長 報酬年額 金120,000円

2 前項に規定する年額は、定款第40条に規定する会計年度を基礎とし、途中で退任又は就任したときは、就任期間により報酬年額を月割によって計算するものとする。

3 第1項以外の役員等が、法人業務を行う場合には、次のとおり報酬を支給する。ただし、同日中に2以上の法人業務の場合でも、重複して支給しない。

(1) 報酬日額 金2,000円

(旅費等の支給)

第4条 役員等が、法人業務を行う場合に、町外に出張したときは、別に定める旅費支給規程に基づき、旅費を支給する。

2 第3条第3項に規定の、会長、副会長以外の役員等が、町内において法人業務を行う場合には、次のとおり費用弁償を支給する。ただし、同日中に2以上の法人業務の場合でも、重複して支給しない。

(1) 費用弁償日額 金1,000円

3 前項の費用弁償の額を、交通費の実費を超える場合には、その実績で支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 報酬等は、基本的にはその都度支給するものであるが、事務処理の都合から月単位、半年度単位、年度単位でまとめて支給することもできる。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。